

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	建築紛争相談	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	上原	内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	事前公開、相隣問題事務費（01-03-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	53 年度	根拠	荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例及び施行規則等	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	中高層建築物の建築に伴い生じる日照障害や電波障害、工事被害等、関係住民と建築主との間の紛争を予防又は調整し、地域における健全な生活環境の維持及び向上を図る。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> 高さ10mを超える建築物（中高層建築物）の建築主及び建築主側関係者（延べ面積10,000㎡を超える場合は都扱い） 中高層建築物の敷地境界線から、その高さの2倍の範囲内にある土地又は建築物の権利者及び居住者 中高層建築物による電波障害の影響を受ける者 				
内容	<p>電話及び窓口にて、随時相談を受付。相談に対しては、職員及びまちづくり建築紛争相談員が対応し、助言・指導などを行っている。専門的助言、指導を必要とするケースについては、建築紛争調整員が対応する（原則月曜日、事前予約制）。なお、建築紛争に発展し当事者間の話し合いでは解決の見込みがなく、双方から紛争調整の申出があった場合に、建築紛争調整員があっせんを行う。あっせんでは、当事者双方の主張の要点を確かめ、紛争の解決を図るよう努める。あっせんによっても解決の見込みが無い場合は、あっせんを打ち切り、さらに必要があると認める時は、調停に移行するよう勧告することができる。</p> <p>1 建築紛争調停委員（任期2年） 会長 1人 委員 5人 2 建築紛争調整員（任期2年） 6人 3 調停委員会議、調整員会議 4 特別区調停委員等連絡協議会、特別区調停委員等連絡協議会第二ブロック会</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> i 建築主が標識を設置する ii 近隣関係住民が建築主に説明を求める iii 説明会もしくは戸別説明 iv 問題があれば話し合いをする ↓話し合いがまとまらない場合は区に相談 v 再度の話し合いを指導 vi あっせん（双方の要点確認、適切な助言） vii 調停（区が調停案を提示） <p>*それでも決着しない場合は裁判へ</p> </div>				
経過	都市部における土地の高度利用化の進展に伴う、日照紛争や電波障害といった建築紛争に対する問題解決を図るため、昭和51年の建築基準法改正を契機に、中高層建築物への高さ制限には東京都日影規制条例が、紛争調整には紛争予防条例が制定され、双方セットの一貫した日照問題対策として昭和53年度からスタートした。				
必要性	建築規制の緩和により建築物が大規模化している一方で、近隣住民は大規模建築物の出現による生活環境の変化に対し強い抵抗感を持っている。このような建築紛争が発生しやすい状況の中、専門的な立場からの意見を聞ける場は区民にとって重要である。また、調停委員会は国が利用促進に期待を寄せている裁判外紛争解決（ADR）機関であり、裁判所における判決手続きとは異なり、専門性を発揮しつつ、簡易、迅速な処理を目的としている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	2,717	2,901	2,780	2,780	2,770	2,526	2,405
	①決算額（25年度は見込み）	2,613	2,276	2,027	1,958	2,147	2,180	2,405
	②人件費等	7,563	7,085	7,250	7,901	12,280	8,323	
	③減価償却費				7,117	6,687	6,938	
	【事務分担量】（%）	260	255	245	245	215	215	
	合計（①+②+③）	10,176	9,361	9,277	16,976	21,114	17,441	2,405
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	10,176	9,361	9,277	16,976	21,114	17,441	2,405
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	中高層相談件数	560	372	148	233	340	375	316
	建築紛争件数	4	2	0	0	0	1	0
	調整回数	28	29	0	0	0	0	0
	解決件数	2	1	0	0	0	0	0

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	委員報酬	425	委員報酬	425	委員報酬
特別旅費	費用弁償	52	費用弁償	52	費用弁償	61	
食糧費	会議賄い	1	会議賄い	1	会議賄い	2	
一般需用	図書購入	28	図書購入	20	図書購入	28	
負担金	特別区連絡協議会	119	特別区連絡協議会	119	特別区連絡協議会	119	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	中高層建築物相談件数	233	340	375	316	316	目標値は22～25年度の平均
②	あっせん物件解決率	-	-	-	100%	100%	
③							

問題点・課題 (指標分析)	「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」や「荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例」の整備により、近隣住民への周知等一定の調整が期待でき、紛争相談は減少傾向にあるが、住民の権利意識の高まりから、相談内容はより複雑で専門的になっている。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	荒川ルール条例の担当課や関係各課との情報交換を緊密にする。	引き続き荒川ルール条例の担当課や関係各課との情報交換を緊密にしていく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	生活環境の変化に不安を持つ住民が、専門家からの意見を聞ける場は重要。

議会 (要質問状)	○H20 一定 地上デジタルテレビ放送移行に伴う問題について
--------------	--------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

様式3
No1

事務事業名	建築審査会	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	上原	内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	建築審査会事務費（01-05-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	58 年度	根拠	建築基準法第78条	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	荒川区建築審査会条例	
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	建築基準法に基づく特定行政庁等の業務が正しく執行されるように設けられた建築審査会の円滑な運営を図る。				
対象者等	荒川区内に建物を建築する建築主、当該建築物の関係権利者。 建築基準法令の規定による処分又はこれに係る不作為に不服がある者。				
内容	<p>1 建築審査会の職務 ①建築基準法による特定行政庁の許可等に対する同意 ②特定行政庁、建築主事、建築監視員若しくは指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為に対する審査請求（不服申立て）についての裁決 ③特定行政庁の諮問に応じたの重要事項の審議 ④建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議</p> <p>2 建築審査会委員（任期2年） 会長 1人 委員 4人 専門調査員 1人</p> <p>3 建築審査会の開催 年10回（H25年度予算）</p> <p>4 その他会議 全国建築審査会長会議、特別区建築審査会委員等連絡協議会、特別区建築審査会委員等連絡協議会第二ブロック会会議</p> <p>* 昭和57年、地方自治法及び建築基準法施行令149条の一部改正により、特別区に建築審査会を設置、昭和58年度からスタートした（都から区への権限の移譲）。 建築審査会の運営は事務の効率化を図るため、ニブロックで委員を共通とし共同運営を行っている。毎月定例会を設定し第二ブロック会を行い、案件のある区はその日に審査会を開催する。ニブロック内で情報を共有できるほか、協議会などへ委員が出席する際の報酬を分担できる。</p>				
経過	<p>昭和57年、地方自治法及び建築基準法施行令149条の一部（特別区の特例）の改正により、特別区に建築審査会が設置され、昭和58年度からスタートした（都から区への権限の移譲）。</p> <p>S58. 3. 23 荒川区建築審査会条例制定 S60. 4. 1 荒川区建築審査会傍聴規程制定 S62. 10. 20 条例改正 S63. 12. 23 荒川区建築審査会傍聴規定廃止 S63. 12. 23 荒川区建築審査会運営規程制定 H 2. 6. 28 条例改正 H11. 4. 20 建築基準法第43条第1項ただし書許可審査基準制定（建築課） H14. 3. 28 荒川区近隣まちづくり推進制度についての答申 H19. 4. 24 荒川区近隣まちづくり推進制度改正についての報告</p>				
必要性	建築審査会は、審査請求を裁決する権限を有する特定行政庁の許可等の意思決定に関与する参与機関及び調査審議権等の諮問機関としての法的性格を併有する複合的行政機関であり、建築基準法に基づき設置を義務付けられている。特に建築基準法に基づく処分の取消訴訟との関係においては、専門的、技術的性格を有するものであるため審査請求前置主義を採用していることもあり、必要性は極めて高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,953	1,648	1,746	1,736	1,703	1,619	1,767	
①決算額（25年度は見込み）	559	1,047	1,411	1,437	1,482	1,225	1,767	
②人件費等	3,904	3,876	4,561	4,918	3,388	3,711		
③減価償却費				2,034	1,711	1,775		
【事務分担量】（%）	60	60	70	70	55	55		
合計（①+②+③）	4,463	4,923	5,972	8,389	6,581	6,711	1,767	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	4,463	4,923	5,972	8,389	6,581	6,711	1,767	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
建築審査会開催数	3	7	8	9	9	8	9	
同意案件件数	2	10	3	6	7	16	10	
審査請求件数	0	1	1	2	1	1	1	

事務事業分析シート（平成25年度）

様式3
No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	委員報酬	912	委員報酬	810	委員報酬	1,146
	報償費	裁決書作成料	119	裁決書作成料	0	裁決書作成料	82
	一般需用	図書購入	27	図書購入	29	図書購入	34
	役務費	速記録作成料	76	速記録作成料	38	速記録作成料	53
	負担金	特別区連絡協議会	168	特別区連絡協議会	148	特別区連絡協議会	148

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	同意案件件数	6	7	16	10	-	
②	審査請求件数	2	1	1	1	-	
③							

（問題点・課題）	平成12年度から建築基準法第43条ただし書きの許可制度の導入、指定確認検査機関による確認手続きが開始された。これに伴い、建築審査会の同意を必要とする条項が増え、同意案件の増加があった。また、民間確認機関が増えたことにより、営利目的からトラブルに発展する事例も見られる。各区において審査請求が増加する傾向にあるため、事務局としては、いつ提起されてもいように備えておく必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	審査請求の提起に、建築審査会事務局として体制を整備しておく。	引き続き審査請求の提起に、建築審査会事務局として体制を整備していく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	法に基づく同意、審査請求による裁決を行う機関として必要。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	住宅等取得資金融資あっ旋事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	石坂	内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	住宅等取得資金融資あっ旋事業費（01-02-03）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	60年度	根拠	荒川区住宅等取得資金融資あっ旋事業要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	荒川区が実施する街づくり事業の施行により、関係権利者が、当該事業の制度だけでは住宅等の取得が困難な場合に、区が金融機関に住宅等の取得に必要な資金の融資をあっ旋するとともに利子補給を行い、関係権利者の生活の安定を図り、対象事業の円滑な推進を促すことを目的とする。				
対象者等	<p>1 対象事業 ①町屋駅前地区市街地再開発事業 ②都市計画道路事業補助線街路306号 ③都市計画道路事業補助線街路107号 ④荒川地区環境改善事業 ⑤東日暮里五丁目地区第一種市街地再開発事業 ⑥都市計画道路事業補助線街路第331号 ⑦その他区長が特に必要と認める事業</p> <p>2 申込資格 ①対象事業に協力する次のいずれかに該当する方 ア 用地買収等における売買契約又は補償契約を締結している方 イ 再開発事業で権利変換計画に同意している関係権利者 ウ ア、イの資格を有する方と現に同居している親族 ②自力による必要資金の調達が困難な方 ③区内で不動産を取得する方。ただし区内での不動産取得が困難な場合は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県又は茨城県の区域内で不動産を取得する方 ④世帯全員が住民税等を滞納していないこと ⑤融資を受けた金銭及びその利息について、十分な返済能力を有する方 ⑥申込時の年齢が満20歳以上満70歳以下で、返済完了時の年齢が満80歳以下の方 ⑦区長が特に必要と認めた方</p> <p>3 融資条件 融資限度額（以下に定める額のうち、1万円未満を切り捨てたいずれか低い額） ①3,000万円 ②用地買収による売買代金と補償金の合計額 ③権利変換に定められた従前の資産の価格と都市再開発法に基づく補償額の合計 ④必要経費のうち、自力調達しえなかった額</p>				
内容	<p>利子補給率 : 1.2% 利子補給期間 : 15年以内（据置期間1年を含む） 本人負担率 : 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率 担保等 : 抵当権、質権の設定。団体生命保険に加入し、かつ信用保証機関との保証契約を締結するか、連帯保証人をたてること。</p>				
経過	<p>昭和60年度 : 環境改善事業移転資金融資あっ旋要綱 平成元年度 : 荒川区住宅等取得資金融資あっ旋事業要綱 平成8年度 : 補給利率の引き下げ（2.5%→1.5%） 平成11年度 : 補給利率・補給期間ともに引き下げ（1.5%→1.2% 25年→20年） 平成12年度 : 補給期間の引き下げ（20年→15年）</p>				
必要性	区の街づくり事業の実施に当たり、事業に係る補助制度だけでは住宅等の取得が困難な関係権利者の生活の安定性を確保する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	16,116	13,909	12,847	11,279	10,094	9,283	9,262	
①決算額（25年度は見込み）	13,523	11,871	10,168	8,762	7,576	6,600	9,262	
②人件費等	427	254	529	436	1,543	684		
③減価償却費				145	467	484		
【事務分担量】（%）	5	3	10	5	15	15		
合計（①+②+③）	13,950	12,125	10,697	9,343	9,586	7,768	9,262	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	13,950	12,125	10,697	9,343	9,586	7,768	9,262	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
利子補給率	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	
利子補給期間	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	
融資実行額	0	0	0	0	0	24,000	—	
利子補給件数	67	65	56	56	54	50	56	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	融資あっ旋利子補給	7,576	融資あっ旋利子補給	6,600	融資あっ旋利子補給

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
①	融資実行件数（新規）	0	0	1	6	1	H25年度は経理課等の予測値
②	利子補給件数	56	54	50	56	57	26年度は25年度から26年度までに繰上返済が発生しない場合の推定値
③							

（問題点・課題）	<p>本事業は、まちづくり事業を円滑に推進するための事業であり継続を要するが、低金利により利子補給利率を下回るケースもあるため、補給内容について見直しの検討が必要である。</p>
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	経理課と一層の連携を図り、本制度を適切に有効活用する。	同左
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	区のまちづくり事業を円滑に推進するために必要である。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	住宅建替え資金融資あっ旋事業		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
			担当者名	石坂	内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		住宅建替え資金融資あっ旋事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 4年度		根拠	荒川区住宅建設・購入資金融資あっ旋事業要綱		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]				
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]				
	施策	快適な住環境の形成[08-02]				
目的	区内で老朽住宅（減価償却資産の耐用年数等に関する省令〈昭和40年大蔵省令第15号〉に定める耐用年数の2/3を経過した住宅）を除却し、建替え等を行う方に、住宅の取得に必要な資金の一部を、区が金融機関に融資あっ旋するとともに、一定期間利子の一部を補給することにより、住宅の防災性の向上を促進し、もって、良好な住環境の形成に資することを目的とする。					
対象者等	<p>1 対象者</p> <p>① 除却しようとする老朽住宅の所有者又はその親族であること</p> <p>② 申込者が住民税等を滞納していないこと</p> <p>③ 申込時の年齢が満20歳以上満70歳以下、返済完了時の年齢が満80歳以下の方</p> <p>④ 老朽住宅を除却するとともに、区内の他の土地に住宅を建設する場合は、区内に建築敷地又は借地権を有していること</p> <p>2 対象住宅</p> <p>① 老朽住宅から耐震性を満たす耐火建築物等の住宅への建替え等であること</p> <p>② 取得しようとする住宅の所有者又はその親族が居住すること</p> <p>③ 併用住宅も可（ただし、住宅部分の面積2分の1以上）</p> <p>④ 取得する住宅が、老朽住宅又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める簡易建物でないこと</p> <p>⑤ 取得する住宅が、取扱金融機関の定める条件に該当するものであること</p> <p>⑥ 取得する住宅が、法その他関係法令の規定に適合するものであること</p> <p>⑦ その他区長が必要と認めるもの</p>					
内容	<p>1 融資限度額 2,000万円</p> <p>2 利子補給率 1.5%</p> <p>3 利子補給期間 融資契約期間の前半分（最長10年）</p> <p>4 本人負担利率 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率</p> <p>5 その他 申込日の属する年度の末日までに、金融機関からの融資が行われることが見込まれること</p>					
経過	<p>平成8年度：補給利率引き下げ（2.0%→1.2%） 平成10年度：補給利率引き下げ（1.2%→0.9%）</p> <p>平成12年度：補給期間引き下げ（13年→10年）</p> <p>平成23年度（12月6日以降）：旧耐震基準の住宅等への補給率を引き上げ（0.9%→1.2%）</p> <p>平成25年度：老朽住宅の除却を伴うことが必須条件となる。 名称変更（住宅建設・購入資金→住宅建替え資金） 補給利率引き上げ（0.9%又は1.2%→1.5%）</p>					
必要性	区内で老朽住宅を除却し、建て替え等を希望する者に融資あっ旋と利子補給をすることで、住宅の防災性の向上を促進し、良好な住環境の形成を進めていく必要がある。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	151,777	125,923	120,666	101,031	69,006	52,946	61,982	
①決算額（25年度は見込み）	102,287	87,604	71,697	60,962	48,753	37,770	61,982	
②人件費等	3,172	1,881	1,588	1,308	1,241	2,052		
③減価償却費				436	1,400	1,452		
【事務分担量】（%）	55	40	30	15	45	45		
合計（①+②+③）	105,459	89,485	73,285	62,706	51,394	41,274	61,982	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	105,459	89,485	73,285	62,706	51,394	41,274	61,982	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
利子補給率	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%、1.2%	0.9%、1.2%	1.5%	
利子補給期間	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年	
実行件数/あっ旋件数	35/41	28/31	35/36	28/30	10/12	27/29	50/50	
融資実行額	638,900	544,000	669,400	518,500	186,850	506,450	1,000,000	
利子補給件数	747	732	616	587	432	328	378	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品費	0	消耗品費	8	消耗品費	11
	負担金補助及び交付金	融資あっ旋利子補給	48,753	融資あっ旋利子補給	37,762	融資あっ旋利子補給	61,971

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	あっ旋件数	30	12	29	50	50	
②	融資実行件数	28	10	27	50	50	
③							

（問題点・課題分析）	25年度、融資あっ旋の目的を区内定住化から老朽住宅の建て替えに変更した。申し込み状況を見極め、課題等を整理する。
他区の実施状況	（実施 6 区 未実施 16 区） ①融資あっ旋及び利子補給 中央区（あっ旋限度額：2,500万円、補給利率：1.0%～1.5%、補給期間：10年間） 新宿区（あっ旋限度額：1,500万円、補給利率：1.0%、補給期間：10年間） ②助成金 台東区（マイホーム取得支援制度 50万円） 品川区（二世帯住宅取得等助成事業 90万円） 北区（三世帯住宅建設助成 50万円） 千代田区（次世代育成住宅助成 年96万～72千円 8年間 23年度で終了）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	申し込み状況を見極め、課題を整理する。	課題を整理し、改善方法を検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
改善・見直し	推進	申し込み状況を見極め、課題を整理し、改善方法を検討する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	住宅増・修築資金融資あっ旋事業		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
			担当者名	石坂	内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	住宅増・修築資金融資あっ旋事業費（01-02-02）					
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 53年度		根拠	荒川区住宅増・修築資金融資あっ旋事業要綱		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]				
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]				
	施策	快適な住環境の形成[08-02]				
目的	荒川区が区内に居住する区民に対し、住宅の増築、修築、又はアスベストの除去等に係わる改修工事に必要な資金の融資をあっ旋するとともに利子補給することにより、区民の住宅の改善に資することを目的とする。					
対象者等	[対象者]					
	1 以下の住宅に現に引き続き1年以上居住していること ① 荒川区内にある現在居住している住宅で、居住部分が総床面積の2分の1以上 ② 申込人が居住する共同住宅（賃貸を除く）の共用部分 ③ 申込人の所有でない建物は、その建物の所有者の工事承諾が得られたもの ④ 申込人の所有でない土地に建てられた建物は、その土地の所有者の工事承諾が得られたもの 2 世帯全員が住民税等を滞納していないこと 3 申込時の年齢が満20歳以上で、返済完了時の年齢が満80歳以下の方。ただし、申込人の子等が連帯債務者になることが可能な場合は除く 4 連帯保証人又は金融機関の指定する保証機関と保証契約を締結できること 5 融資を受けた金銭及びその利息について、十分な返済能力を有すること 6 申込人及び同居人の前年中の合計所得金額が1,200万円以下であること等 [工事の範囲] 1 基礎、土台、外壁、屋根等の修繕若しくは模様替え、又はアスベストの除去等に係わる改修工事 2 門、塀、壁、床、窓枠等の修繕若しくは模様替え、又はアスベストの除去等に係わる改修工事 3 浴室、台所、便所等の修繕若しくは模様替え、又はアスベストの除去等に係わる改修工事 4 車庫等の附属建物の修繕若しくは模様替え、又はアスベストの除去等に係わる改修工事 5 住居部分の増築で、増築後の住居部分が総床面積の2分の1以上のもの					
内容	1 融資あっ旋額20万円～500万円 2 利子補給率①外壁・屋根の修繕工事又は高齢者及び心身障害者同居世帯：1.2% ②一般世帯（①以外の世帯）：0.9% 3 本人負担率 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率 ①外壁・屋根の修繕又は高齢者・身障者：1.8% ②一般世帯（①以外の世帯）：2.1% 4 返済期間 7年以内（据置期間3ヶ月を含む）					
経過	平成7年度 一般：1.80% 高齢者・身障者：2.25% 平成8年度 一般：1.40% 高齢者・身障者：1.75% 平成9年度 一般：1.20% 高齢者・身障者：1.50% 平成10年度 一般：0.90% 高齢者・身障者：1.20% 平成17年度 アスベスト除去を追加 平成23年度（12月6日以降）外壁・屋根の修繕工事を0.90%から1.20%に拡充					
必要性	住宅の増修築に際して、資金を必要とする区民には、融資のあっ旋と利子補給をすることで住宅の改善を支援する必要がある。特に、住宅の外壁・屋根の修繕工事を促すことは、災害時における防災性の向上に資するため必要である。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,225	1,461	2,366	1,172	852	763	904	
①決算額（25年度は見込み）	185	131	41	63	117	98	904	
②人件費等	476	303	529	436	545	955		
③減価償却費				145	778	807		
【事務分担量】（%）	7	5	10	5	25	25		
合計（①+②+③）	661	434	570	644	1,440	1,860	904	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	661	434	570	644	1,440	1,860	904	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	一般世帯利子補給率	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%
	利子補給期間	7年	7年	7年	7年	7年	7年	7年
	実行件数/あっ旋件数	1/3	0	0	2/3	0	0	5/5
	融資実行額	5,000	0	0	8,000	0	0	25,000
	利子補給件数	5	4	3	4	3	3	8
	高齢・障害世帯利子補給率（※H23.12.6～外壁・屋根改修工事含む）	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
	利子補給期間	7年	7年	7年	7年	7年	7年	7年
	実行件数/あっ旋件数	0	0	1/1	1/1	0	0	10/10
	融資実行額	0	0	3,100	2,000	0	0	50,000
利子補給件数	6	6	5	4	2	2	12	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	融資あっ旋利子補給	117	融資あっ旋利子補給	98	融資あっ旋利子補給

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	融資実行件数	3	0	0	15	15	
②							
③							

（問題点・課題 指標分析）	融資実行件数が少ないため、制度の検討が必要である。
他区の実施状況	（実施 16 区 未実施 6 区） 中央、文京、台東、墨田、江東、品川、目黒、大田、渋谷、中野、杉並、北、練馬、江戸川、足立、板橋

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	耐震改修を促進する。	同左
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	災害に強い良好な住環境の形成を促進するために必要である。

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	特定街づくり事業協力者家賃助成	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	松島	内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	特定街づくり事業協力者家賃助成費（01-02-04）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	3 年度	根拠	荒川区特定街づくり住み替え家賃助成事業要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	区が実施する「特定街づくり事業」により、移転する借家人に対し、家賃の一部を助成することにより、関係権利者の生活の安定を図り、対象事業の円滑な推進を促す。				
対象者等	<p>1 助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町屋駅前地区市街地再開発事業 ○ 都市計画道路事業補助線街路第306号 ○ 都市計画道路事業補助線街路第107号 ○ 都市計画道路事業補助線街路第321号 ○ 荒川地区環境改善事業 ○ 東日暮里五丁目地区第一種市街地再開発事業 ○ その他、区長が特に必要と認めた事業 <p>2 助成対象世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定街づくり事業に協力し、住み替えること (2) 住み替え前の民間賃貸住宅（社宅及び家族寮等を除く）に1年以上居住していること (3) 住み替え後は、引き続き区内に居住すること (4) 住み替えにより家賃の負担が増加すること (5) 世帯全員の前年の所得金額が基準内であること (6) 住み替え後の住宅は、民間の賃貸住宅（社宅及び家族寮等を除く）であること。ただし、申請者又はその配偶者の親族が所有し、賃貸している住宅ではないこと (7) 世帯全員が住民税等を滞納していないこと (8) 他の制度により公的住宅扶助を受けていないこと 				
内容	<p>1 助成額 住み替え前と後の家賃の差額（限度額月額3万円 ※平成11年度までは、5万円。現在助成中の2名については、平成10年度決定者。）</p> <p>2 助成期間 5年間 ただし、特定街づくり事業により家賃が補填される場合はその充当される期間終了後に家賃助成を開始する。</p>				
経過	平成3年7月 事業開始 平成12年度 市場家賃が低下していることから限度額を3万円に引き下げた。				
必要性	区の街づくり事業の実施に当たり、他の賃貸住宅への転居が困難な関係賃借人の生活の安全性を確保する必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
①決算額（25年度は見込み）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
②人件費等	73	73	245	0	273	271		
③減価償却費				0	311	323		
【事務分担量】（%）	3	3	10	0	10	10		
合計（①+②+③）	1,273	1,273	1,445	1,200	1,784	1,794	1,200	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,273	1,273	1,445	1,200	1,784	1,794	1,200	
実績の推移	事項名							
家賃助成件数	2	2	2	2	2	2	2	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	助成金 （限度額月額5万円）	1,200	助成金 （限度額月額5万円）	1,200	助成金 （限度額月額5万円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	助成件数	2	2	2	2	2	現行助成件数
②							
③							

(問題点・課題分析)	平成18年度で高齢者世帯等の家賃助成制度が廃止されたが、本事業については、区のまちづくり事業に協力した借家人の住み替えを促す事業であり継続を要する。
他区の実況	(実施 4 区 未実施 18 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	区のまちづくり事業に協力した借家人の住み替えを促進する事業として必要。

(議会議要旨)	
---------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	都市防災不燃化促進事業		部課名	防災都市づくり部 防災街づくり推進課	課長名	松崎
			担当者名	大沼、前川	内線	2828
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	都市防災不燃化促進事業費（01-03-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 58 年度		根拠	国：社会資本総合整備交付金制度要綱及び交付要綱 都：東京都防災密集地域総合整備事業制度要綱及び補助交付要綱 区：荒川区防災密集地域総合整備事業制度要綱及び都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱		
終期設定	● 有 ○ 無 30 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画		
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]				
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]				
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]				
目的	大規模地震等により発生する市街地火災から避難する住民を守り、防災上重要な避難路・避難地の安全性を確保するため、その周辺地域を不燃化促進区域に指定し、耐火建築物の建築費用の一部を助成することにより不燃化促進を図る。それにより、市街地火災の延焼拡大を防ぎ、住民の財産を保全する。					
対象者等	事業期間内に「不燃化促進区域(避難路沿道から幅員30m、避難地周辺から周囲120mの区域)」に指定された地区内で、2階建て以上かつ高さ7m以上の耐火建築物を建てる者。 ※宅地建物取引業者が建築する販売を目的とする耐火建築物及び中小企業者以外の会社又は事業を営む個人が建築する耐火建築物は除く。					
内容	* 不燃化助成制度の内容 (1) 基本助成 1～3階までの延べ床面積に応じて助成。最低保障額200万円。＜国・都・区＞ (2) 加算助成 ① 仮住居費＜国・都・区＞(40万円) ② 三世帯住宅＜国・区＞(120万円) ③ 共同・協調建替え＜区単＞(100万円) ④ 賃貸用共同住宅＜区単＞(100万円) ⑤ 住宅型不燃建築物助成 ＜国・都・区＞(4階以上の住戸面積に応じて助成)					
経過	昭和58年 7月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定 助成額最低保障・共同化加算制度実施 昭和60年 4月 三世帯住宅加算制度実施 平成元年 5月 協調建替え加算制度、仮住居費助成制度実施 平成 4年 4月 賃貸用共同住宅加算制度、住宅型不燃建築物助成制度実施 平成21年 3月 荒川区防災密集地域総合整備事業制度要綱 及び荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定 ＜事業実施地区＞ 補助90号線第二:H11.4～26.3 ＜事業終了地区＞ 小台通り:S59.8～H11.3、白鬚西I:S58.7～H13.3、尾竹橋通り:S62.6～H13.3、 旭電化跡地周辺:H1.11～16.3、補助306号線:H2.9～H17.3、補助189号線:H9.4～19.3、 放射12号線(補助107号線):H5.1～22.3、補助90号線:H9.4～25.3					
必要性	建築主に建築費用の一部助成を行う本事業は、耐火建築物へと建替促進を誘導する効果が大きく、不燃化促進の指標である不燃化率を早期に向上させるためにも実施し続ける必要がある。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) 事前協議 → 建築確認 → 助成対象内定申請 → 工事着工 → 中間検査 → 工事完了 → 完了検査 → 交付申請(助成金) → 交付決定(助成金) → 助成金請求 → 助成金交付					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	54,779	44,398	41,628	39,532	50,626	31,618	13,619	
①決算額(25年度は見込み)	27,737	44,314	14,579	22,465	49,952	2,984	13,619	
②人件費等	11,708	18,670	14,581	9,209	9,379	8,072		
③減価償却費				6,972	6,842	5,647		
【事務分担量】(%)	280	382	305	240	220	175		
合計(①+②+③)	39,445	62,984	29,160	38,646	66,173	16,703	13,619	
国(特定財源)	13,200	17,800	7,000	9,630	23,070	1,368	5,274	
都(特定財源)	7,200	10,710	3,700	4,815	10,935	684	2,037	
その他(特定財源)								
一般財源	19,045	34,474	18,460	24,201	32,168	14,651	6,308	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	放射12号線(補助107号線)地区	3	3	0	-	-	-	-
	補助90号線地区	1	1	2	2	3	1	-
	補助90号線第二地区	1	2	1	1	4	0	2

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		旅費	近接地外旅費	27	近接地外旅費	54	近接地外旅費
需用費	消耗品購入等	147	消耗品購入等	127	消耗品購入等	150	
負担金補助及び交付金	建設事業補助金	47,182	建設事業補助金	2,736	建設事業補助金	10,549	
	都市防災推進協議会負担金	40	都市防災推進協議会負担金	40	都市防災推進協議会負担金	40	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	補助90号線地区不燃化率	39.6%	40.4%	40.9%	-	-	不燃化促進区域の建築面積の総数に対する耐火建築物及び準耐火建築物が占める割合(%)
②	補助90号線第二地区不燃化率	32.7%	35.3%	37.1%	40.0%	-	不燃化促進区域の建築面積の総数に対する耐火建築物及び準耐火建築物が占める割合(%)

（問題点・課題分析）	① 補助90号線第二地区は事業終了を迎えるが、延焼遮断帯の機能を発揮する不燃化率40%が達成されていない。
	（実施 11 区 未実施 3 区）千代田・中央・港 事業完了区 8区：新宿・文京・江東・渋谷・杉並・豊島・練馬・江戸川

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	補助90号線第二地区の事業期間について速やかに東京都と協議を進め、事業延伸を図る。	事業延伸後はホームページ、区報掲載、チラシの各戸配布等により事業及び助成制度の周知に努める。
②		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	延焼遮断帯を形成するため、本事業を推進する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	密集住宅市街地整備促進事業		部課名	防災都市づくり部 防災街づくり推進課	課長名	松崎
			担当者名	大沼・茂手木	内線	2829
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		密集住宅市街地整備促進事業費（01-04-01）				
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 62 年度		根拠	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年5月9日、法律49号）		
終期設定	● 有 ○ 無 30 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画		
行政評価事業体系	分野	安全安心都市 [VI]				
	政策	防災・防犯のまちづくり [11]				
	施策	災害に強いまちづくりの推進 [11-03]				
目的	木造住宅が密集し公共施設（道路・公園・広場等）が未整備な地域において、建替え支援による住環境の整備、避難路周辺等の不燃空間の形成及び公共施設の整備など面的な整備を行うことにより、地域の防災性を向上させるとともに良質な住環境への改善を図る。					
対象者等	荒川五・六丁目地区、南千住一・荒川一丁目地区、町屋二・三・四丁目地区、尾久中央地区の老朽家屋等で共同建替等の建築主、当該地区における主要生活道路の拡幅整備事業等に係る沿道建替等の建築主等。					
内容	<p>①老朽住宅等の建替促進 老朽家屋の共同建替え等を行う建築主に対して、既存建物の除却・整地費、共同建築物の設計費、廊下・階段等の共同施設整備費の一部を助成する。 ※建築費用の融資額の一部に対する利子補給は、平成18年度に廃止した。</p> <p>②延焼遮断帯形成事業 密集市街地における優先整備路線にて比較的小規模で実現可能性の高い延焼遮断帯を形成し、火災が発生した時の市街地大火の拡大を防止するため、沿道建替を行う建築主に対して、既存建物の除却・整地費、設計・監理費、外壁等の共同施設整備費の一部を助成する。</p> <p>③主要生活道路沿道建替事業 主要生活道路等において、道路空間の確保や沿道建築物の不燃化を進めるため、当該道路に面する建築物の建替え等に対し、その費用の一部を助成する。荒川区独自の制度（平成19年6月1日施行）。</p> <p>④事業推進活動 防災まちづくり連絡会等の住民組織を育成・支援するとともに、地域のまちづくり意識を啓発して、災害に強い街への一層の転換を図ると共に、地区計画の策定を進める。</p> <p>⑤公共施設整備 道路・公園・広場等のオープンスペース、防災関連施設の整備を行う。</p> <p>⑥細街路拡幅整備 細街路拡幅整備事業を活用した後退用地の整備を行う。</p>					
経過	<p>荒川五・六丁目地区事業導入（昭和62年11月6日整備計画大臣承認～平成28年度） 33.6ha</p> <p>南千住一・荒川一丁目地区事業導入（平成11年1月29日整備計画大臣承認～平成25年度） 15.1ha</p> <p>町屋二・三・四丁目地区事業導入（平成11年1月29日整備計画大臣承認～平成30年度） 43.5ha</p> <p>尾久中央地区事業導入（平成21年3月31日整備計画大臣承認～平成30年度） 34.5ha</p>					
必要性	事業地区は、行止り道路や細街路が多く、狭隘な敷地に老朽木造住宅が密集するなど、災害時の危険が高く（東京都・地震に関する「第6回地域危険度測定調査結果一覧表」で地震による地域危険度＜総合＞が4～5と判定されている）、延焼遮断帯の未形成、建築物の不燃化、消防困難地域の解消等多くの課題を抱えている。防災まちづくりを効果的に進めるため、密集住宅市街地整備促進事業や不燃化促進事業等の施策を重層的に展開し、地域の防災性と住環境の向上を図る必要がある。					
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <p>防災まちづくりの効果을あげるため、住民活動組織を育成・支援するとともに、地区住民への個別訪問その他の方法により防災意識の啓発と不燃建築物への建替誘導、地区計画への合意形成等を行う。これらを円滑に進めるため、専門コンサルタントに事業推進活動を委託する。</p>					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	174,536	113,616	118,414	113,950	92,635	150,223	189,673	
①決算額（25年度は見込み）	73,758	70,188	75,324	73,962	82,989	131,823	189,673	
②人件費等	48,737	50,923	51,107	46,234	48,730	48,835		
③減価償却費				20,771	23,636	21,137		
【事務分担当量】(%)	635	703	778	715	760	655		
合計（①+②+③）	122,495	121,111	126,431	140,967	155,355	201,795	189,673	
国（特定財源）	13,176	13,040	12,480	14,560	21,708	40,004	64,261	
都（特定財源）	16,368	19,049	13,281	12,002	14,214	22,480	34,950	
その他（特定財源）								
一般財源	92,951	89,022	100,670	114,405	119,433	139,311	90,462	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	不燃建築物への建替助成		14戸	1戸	1戸	1戸	1戸	1戸
	公園等の整備	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	2ヶ所
	細街路の整備	28ヶ所	27ヶ所	24ヶ所	35ヶ所	39ヶ所	44ヶ所	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	旅費	近接地外旅費	43	近接地外旅費	36	近接地外旅費	48
	需用費	消耗品購入等	305	消耗品購入等	273	消耗品購入等	306
	委託料	事業推進活動委託他	48,173	事業推進活動委託他	52,185	事業推進活動委託他	58,349
	負担金補及び交付金	建設事業補助金	23,925	建設事業補助金	5,295	建設事業補助金	29,260
		利子補給	7,534	利子補給	6,470	利子補給	5,639

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
①	不燃領域率（密集事業地区）	49.4%	50.0%	50.5%	51.0%	65.0%	土地面積に対する耐火・準耐火建築面積、空地等の比率
②	空地率（密集事業地区）	10.7%	10.8%	10.8%	11.0%	25.0%	土地面積に対する道路（全て）、公園等の比率
③	老朽住宅率（密集事業地区）	62.0%	60.1%	60.2%	59.0%	50.0%	事業地区全建物棟数に対する老朽住宅棟数の比率

（問題点・課題）	<p>事業地区の周辺は都市計画道路等が囲んでおり、道路沿道は不燃建替えがある程度進んでいる。しかし、道路の後背地は老朽木造の建築物が建てこみ、狭隘な敷地や不接道、公園・広場等の公共施設の整備の遅れ、また、消防活動困難区域が多く存在する。</p> <p>この消防活動困難区域解消等の課題には、優先整備路線及び主要生活道路等の拡幅整備及び耐火建築物への建替えが必要であるが、区民の防災意識が高まる反面、複雑な権利関係と居住者の高齢化などの要因が重なって、道路拡幅に伴う建替えや耐火建築物への建替えが進まない状況にある。</p>
	<p>（実施 16 区 未実施 4 区）千代田・中央・港・江東</p> <p>事業終了区 2区：文京・大田</p> <p>地区計画制度を導入し、耐火建築物への建替えと公共施設の同時整備を行っている。また街路事業や他の事業を複合的に組合せ密集事業に相乗効果をもたせ積極的な街路整備を行っている。</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地権者との用地買収に係る折衝を重ね、優先整備路線等の拡幅整備を推進する。	優先整備路線等の拡幅整備を推進することにより、ミニ延焼遮断帯の形成、避難路の確保、消防活動困難区域の解消を図ることができる。
②	尾久中央地区における地区計画について、都市計画決定をする。	消防活動困難区域の解消等を目的とする優先整備路線の拡幅整備を地区計画の規制・誘導により担保できる。また、事業終了後も道路空間確保が担保される。
③	地元協議会の情報提供等を活用し、公園、広場等の不足地域における用地を確保する。	公園、広場等のオープンスペースの整備を図ることにより、防災活動拠点とするとともに、耐震性貯水槽など防災関連施設の拡充を進めることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	災害に強いまちづくりを実現するため木密地域不燃化10年プロジェクトの不燃化特区制度を活用しながら重点的・集中的な取組みを実施する。

議会質問状況（要旨）	<p>平成11年2定 「防災再開発促進地区の指定と防災生活圏促進事業について」</p> <p>平成16年3定 「老朽木造密集市街地における建替えの推進策について」</p> <p>平成17年3定 「密集事業の現状・荒川二丁目への事業導入・荒川五・六丁目地区への取組みについて」</p> <p>平成18年3定 「密集市街地における生活道路について」</p> <p>平成18年4定 「町屋地域の整備・密集市街地整備促進事業の延伸について」</p> <p>平成20年1定 「荒川二丁目の都営住宅跡地について」</p> <p>平成21年2定 「密集事業の推進について（荒川二丁目用地について）」</p> <p>平成22年3定 「町屋地域の街づくりについて（防災性向上策について）」</p> <p>平成22年4定 「防災まちづくりについて（新たな密集住宅市街地整備事業促進策）」</p> <p>平成23年1定 「密集市街地整備について（対策強化と木密地域不燃化10年プロジェクト）」</p> <p>平成24年2定 「防災・減災対策について（木造密集市街地の解消に向けて）」</p> <p>平成24年3定 「防災対策について（木密10年プロジェクトと特定整備路線の整備）」</p> <p>平成24年4定 「大規模災害に強い防災街づくりの更なる進展」、「木密地域の解消に向けた取組みについて」</p> <p>平成25年1定 「安全安心のまちづくり」</p>
------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	近隣まちづくり推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	上原	内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	近隣まちづくり推進事業費（01-07-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	12 年度	根拠	荒川区近隣まちづくり推進制度要綱、荒川区非常勤職員設置要綱等	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	区民の建替え等の相談及び接道敷地と不接道敷地を含む協調建替え等のまちづくり活動に対して、適切な相談、助言及び情報提供を行うことにより、区民の自主的な建物更新及び住環境の改善を支援する。併せて、区で実施する防災まちづくり事業を推進する。				
対象者等	1 建替え等総合相談 区民又は区内のまちづくり団体。 2 近隣まちづくり推進制度等 不接道敷地を含む複数の敷地が連担する一定の地域に居住する区民又は土地建物の権利者				
内容	1 建替え等総合相談 ・ 窓口及び専門家による相談 ・ まちづくりサポーター及びコンサルタントの派遣による支援 ・ 情報スポットコーナー、ホームページによる情報提供 2 近隣まちづくり推進制度 ・ 連担建築物設計制度を活用した協調建替えにより不接道敷地にある老朽木造家屋の建替えを促進するため、助言及び接道敷地での建替えを助成（建設費200万円、三世代住宅加算120万円、仮住居費加算40万円）する。 ・ 平成19年度に、過去の相談事例を踏まえて制度の要件緩和等を行い、地域の実態に合わせて利用しやすいよう、制度の改正を行った。				
経過	1 建替え等総合相談 ・ 平成12年4月、まちづくり公社廃止後、住環境整備課が事業継続。専門相談を建築士及び税理士とし、弁護士による法律相談は区民相談所が対応することとした。 2 近隣まちづくり推進制度 ・ 平成14年7月 近隣まちづくり推進制度に係る認定基準及び近隣まちづくり推進制度要綱制定。 ・ 平成15年9月 推進制度要綱一部改正。同年10月、近隣まちづくり等支援制度要綱制定 ・ 平成17年2月 認定基準一部改正 ・ 平成19年3月 認定基準及び推進制度要綱、支援制度要綱一部改正 ・ 平成22年12月 支援制度要綱一部改正				
必要性	建築全般に関する相談窓口として区民ニーズは高く、今後も継続して利用されることが見込まれる。また、近隣まちづくり推進制度による不接道敷地にある老朽木造住宅の建替え更新は、木造密集市街地の防災性向上に寄与するもので、住環境改善のための手法として不可欠である。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 専門家（建築士・税理士）による相談は、荒川区建築設計事務所協会及び東京税理士会荒川支部に委託し、2か月に1回程度実施。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	8,034	12,508	9,735	6,301	6,436	6,434	6,030	
①決算額（25年度は見込み）	8,034	8,714	5,902	5,843	5,402	5,769	6,030	
②人件費等	5,855	4,185	3,585	3,122	11,010	6,535		
③減価償却費				5,229	5,909	6,131		
【事務分担量】（%）	240	235	200	180	190	190		
合計（①+②+③）	13,889	12,899	9,487	14,194	22,321	18,435	6,030	
国（特定財源）				19	70	4	72	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	13,889	12,899	9,487	14,175	22,251	18,431	5,958	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	一般相談	1,035	827	579	899	1,361	1,104	1,121
	専門相談	5	8	9	10	7	6	8
	まちづくりサポーター派遣	22	32	40	58	88	41	62
	近隣まちづくり推進制度	0	0	0	0	0	0	1

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	非常勤職員報酬	4,661	非常勤職員報酬	4,814	非常勤職員報酬
報酬費	コンサル派遣等	221	コンサル派遣等	198	コンサル派遣等	351	
委託料	専門相談	106	専門相談	63	専門相談	127	
一般需用費	消耗品	10	消耗品	45	消耗品	90	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
①	一般相談件数	899	1,361	1,104	1,121	1,121	目標値は22～25年度の平均
②	近隣まちづくり推進制度利用件数	0	0	0	1	3	
③							

（問題点・課題分析）	近隣まちづくり推進制度を有効に活用するためには、接道敷地を含む関係権利者の権利及び意見等を調整し、近隣まちづくり計画に基づく建替え更新の合意が条件であるが、当事者間だけでは調整及び計画作成が困難なため、これらに対する支援が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	密集事業地区においては、近隣まちづくりのコンサルタントだけではなく、密集事業のコンサルタントも有効に活用して、積極的に権利及び意見等の調整を行い、早期の住民合意に向け取り組んでいく。	引き続き密集事業地区においては、早期の住民合意に向け取り組んでいく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	不接道宅地の解消を目指し、本事業を重点的に推進する。

（状況）	<ul style="list-style-type: none"> ○H18二定 「不接道宅地対策について」 ○H19二定 「不接道宅地解消の可能性のために」 ○H23四定 「不接道宅地解消への道」
------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	分譲マンション対策	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	上原	内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	分譲マンション対策費（01-07-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	13 年度	根拠	マンションの管理の適正化の推進に関する法律・マンションの建替えの円滑化等に関する法律	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画	○ 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	分譲マンションの維持管理等に関する意識啓発、情報の提供を推進し、分譲マンションにおける良好な居住環境の確保と居住者の意識、マナーの向上を図ること。				
対象者等	区内の分譲マンション管理組合や区分所有者、購入予定者を対象とする。				
内容	<p>1 意識啓発 分譲マンションの居住マナーや維持管理など、基礎的な知識等に関する課題を解決するため、マンション管理組合や区分所有者、購入予定者を対象にセミナー等を開催する。</p> <p>2 交流会 交流会組織の充実のため、組織の確立、規約等の作成について、推進できる環境づくりを促進する。</p> <p>3 マンション相談 東京都が実施する管理アドバイザー制度、建替え・改修アドバイザー制度及びマンション専門相談と密接な連携を図り、より一層の相談体制の充実を図る。</p>				
経過	<p>H11年度 荒川区分譲マンション実態調査実施</p> <p>H12年度 荒川区住宅マスタープランにて「分譲マンションの管理等に関する支援体制の確立について」を方針化</p> <p>H13年度 分譲マンションセミナー実施（毎年1回）</p> <p>H18年度 分譲マンションセミナーを第1部（講義）・第2部（テーマ別グループ情報交換）形式で実施</p> <p>H19年度～ 分譲マンションセミナーを第1部・第2部形式で毎年2回実施</p> <p>H21年度 荒川区マンション実態調査実施</p>				
必要性	分譲マンションは、所有者が自己の責任で管理すべき個人財産であるが、区分所有という特殊性や建物規模等から、法律・維持管理に関する技術的な専門知識と適正なマンション管理運営を行う上で管理組合等の自立が必要不可欠である。また、マンション居住者の地域コミュニティへの参加を促進し、情報伝達や意見交換の場として、マンションセミナーでの交流会を活用する必要がある。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <p>1. 「居住のマナーや維持管理等に関するセミナーの開催」「マンション管理等の情報提供」①区内分譲マンション管理組合にセミナー開催通知の送付②区報・ホームページ掲載③セミナー実施</p> <p>2. 「実態の把握・データの整備」①セミナー等の参加者にアンケート調査を実施</p> <p>3. 「相談体性の充実」①相談窓口、情報スポットコーナーの設置②東京都の実施する各種制度への紹介</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	157	213	192	136	136	136	136	
①決算額（25年度は見込み）	119	147	182	128	133	126	136	
②人件費等	1,708	1,694	1,629	2,023	1,694	1,923		
③減価償却費				872	933	968		
【事務分担当】（%）	20	20	20	30	30	30		
合計（①+②+③）	1,827	1,841	1,811	3,023	2,760	3,017	136	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,827	1,841	1,811	3,023	2,760	3,017	136	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	マンションセミナー（参加者数）	93	57	75	52	89	69	70
	マンション相談（相談件数）	28	30	31	54	29	16	38

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	講師謝礼	124	講師謝礼	124	講師謝礼	124
	食糧費	セミナー賄い	2	セミナー賄い	2	セミナー賄い	3
	一般需用	消耗品	7	消耗品	0	消耗品	9

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	マンションセミナー(参加者数)	52	89	69	70	99	26年度想定棟数(496)の2割
②	マンション相談(相談件数)	54	29	16	38	99	26年度想定棟数(496)の2割
③							

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・マンションの居住環境の維持・向上（管理規約・長期修繕計画等）のため、住民、管理組合の専門的知識を高める必要がある。 ・マンション管理組合と地域コミュニティとの関係が希薄である。 ・マンションセミナーの参加者が少ない
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	マンションセミナーを通して、専門的知識を高める。	引き続きマンションセミナーを通して、専門的知識を高めていく。
②	マンションセミナーを通して、荒川区マンション管理組合交流会の充実を図る。	引き続き荒川区マンション管理組合交流会の充実を図っていく。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	管理意識の向上と情報提供等による管理組合支援は必要。

議会議況 (要旨)	○H23 一定 マンション管理について （管理規約・長期修繕計画等について専門的なアドバイスが必要である。）
--------------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	木造建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎			
		担当者名	堀込	内線	2826			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	木造建物耐震化推進事業費（01-11-01）							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成	17 年度	根拠	荒川区木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領				
終期設定	● 有 ○ 無	27 年度	法令等					
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画				
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]						
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]						
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]						
目的	密集した市街地にある木造建物のうち、大規模地震による倒壊等のおそれがある建物について、建物耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性等の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。							
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅（自己用、貸家）・診療所・町会事務所・賃貸アパート							
内容	補助の内容							
	事業 建 物	耐震診断	耐震補強設計	耐震補強工事	耐震建替え工事	耐震シェルター設置工事(高齢者又は障がい者世帯のみ)		
	戸建住宅(自己用)・診療所	診断費の10/10(限度額30万円)	設計費の2/3(限度額15万円(高齢者世帯は30万円))	工事費の2/3(限度額100万円(高齢者世帯は200万円))	工事費の2/3(限度額150万円(高齢者世帯は300万円))	工事費の2/3(限度額30万円)		
	町会事務所		—	—	—	—		
	戸建住宅(貸家)	設計費の1/2(限度額15万円(高齢者世帯は30万円))	工事費の1/2(限度額100万円(高齢者世帯は200万円))	工事費の1/2(限度額150万円(高齢者世帯は300万円))	工事費の1/2(限度額30万円)	—		
賃貸アパート	診断費の10/10(限度額50万円)	設計費の1/2(限度額25万円(高齢者世帯は50万円))	工事費の1/2(限度額150万円(高齢者世帯は300万円))	工事費の1/2(限度額250万円(高齢者世帯は500万円))	—			
経過	<p>平成17年5月 木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領制定</p> <p>平成18年4月 木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領一部改正</p> <p>平成18年7月 木造住宅耐震補強推進事業実施要領一部改正</p> <p>平成19年5月 木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領一部改正</p> <p>平成20年3月 木造住宅等耐震化推進事業制度要綱・実施要領全部改正</p> <p>平成20年12月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領全部改正</p> <p>平成21年6月 木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正</p> <p>平成22年6月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正</p> <p>平成23年10月 木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正</p> <p>平成24年3月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正</p> <p>平成25年3月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正（簡易診断を廃止し、一般診断補助制度新設）</p>							
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <p>補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付</p>							
予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	2,840	60,450	53,355	44,038	95,140	99,419	99,440
	①決算額（25年度は見込み）	1,810	10,560	12,994	19,240	78,100	93,985	99,440
	②人件費等	6,222	9,999	9,286	10,656	15,668	10,699	
	③減価償却費				5,229	6,376	6,131	
	【事務分担量】（%）	80	175	170	180	205	190	
	合計（①+②+③）	8,032	20,559	22,280	35,125	100,144	93,985	99,440
	国（特定財源）	405	6,583	3,893	8,687	41,366	43,183	46,855
	都（特定財源）	50	1,579	1,184	1,845	5,053	8,314	8,650
その他（特定財源）							43,000	
一般財源	7,577	12,397	17,203	24,593	53,725	42,333	935	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	耐震診断支援事業	27	29	28	34	72	92	50
	耐震補強設計支援事業		4	4	2	2	6	6
	耐震補強工事支援事業	1	3	2	1	2	3	5
	耐震建替え工事支援事業		1	6	10	43	49	50
	耐震シェルター設置工事支援事業		0	0	0	0	1	1

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	耐震診断	2,240	耐震診断	2,900	耐震診断	3,040
		耐震補強設計	860	耐震補強設計	2,343	耐震補強設計	3,100
	負担金補助及び交付金	耐震補強工事	3,000	耐震補強工事	3,000	耐震補強工事	9,000
		耐震建替え工事	72,000	耐震建替え工事	85,500	耐震建替え工事	84,000
		耐震シェルター設置工	0	耐震シェルター設置	242	耐震シェルター設置	300

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
標	① 耐震診断支援事業（件）	34	72	92	50	50	25年度に簡易診断から一般診断に変更
	② 耐震補強設計支援事業（件）	2	2	6	6	6	
	③ 耐震補強工事支援事業（件）	1	2	3	5	5	
	④ 耐震建替え工事支援事業（件）	10	43	49	50	50	
	⑤ 耐震シェルター設置工事支援事業（件）	0	0	1	1	1	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の費用負担の問題 ・ 既存不適格建物の補強工事の問題（建物の道路突出が解消できない・防火地域内の防火性能向上に費用がかかる） ・ 高齢者は住宅の耐震化に向けて動くことが難しい
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	耐震診断の結果、耐震補強工事等の必要があると判定された建物のうち耐震補強工事等を行っていない建物の所有者への戸別訪問実施	引き続き、耐震診断の結果、耐震補強工事等の必要があると判定された建物のうち耐震補強工事等を行っていない建物の所有者への戸別訪問の実施
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業を周知し、重点的に推進する。

議会質問状況（要旨）	OH18	二定	「耐震補強制度の促進・拡充について」
	OH19	三定	「耐震化率90%実現に向けて、木造家屋の耐震化を強力に推進について」
	OH19	三定	「居室スペースのシェルター化と免震・制震住宅普及策について」
	OH19	四定	「耐震改修促進計画」の推進と区との取組みについて」
	OH21	二定	「耐震化の促進と区独自の補助拡大大策について」
	OH22	四定	「建物の耐震改修促進策について」
	OH23	二定	「災害弱者の住宅に緊急に簡易的な補強工事も含めての支援について」
	OH23	二定	「木造住宅の耐震改修をまちづくりの中心に据え、予算体制の拡充について」
	OH23	三定	「耐震化推進のため不適格住宅の簡易改修への支援について」
	OH24	二定	「耐震化推進事業の違反建築物対象外について」
OH24	三定	「建物耐震化推進のための方策について」	
OH24	四定	「木造住宅耐震化率を一気に引き上げるについて」	

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	非木造建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	恩田	内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	非木造建物耐震化推進事業費（01-11-02）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	19年度	根拠	荒川区非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領	
終期設定	●有 ○無	27年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	大規模地震による倒壊等のおそれがある非木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。				
対象者等	1.耐震事業：昭和56年5月31日以前に建築された非木造の戸建住宅（自己用、貸家）・診療所・町会事務所・マンション（分譲、賃貸）・一般緊急輸送道路沿道建物（建物高さが道路幅員の1/2を超えるもの） 2.分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業：昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションの管理組合又は区分所有者の代表者				
内容	1.耐震事業（補助の内容）				
	建物	耐震診断	耐震補強設計	耐震補強工事	耐震建替え工事
	分譲マンション	診断費の2/3 （限度額100万円）	設計費の2/3 （限度額100万円）	工事費の2/3 （限度額1000万円）	—
	賃貸マンション	診断費の1/2 （限度額50万円）	設計費の1/2 （限度額50万円）	工事費の1/2 （限度額500万円）	—
	戸建住宅（自己用）・診療所	診断費の2/3 （限度額15万円）	設計費の2/3 （限度額15万円）	工事費の2/3 （限度額100万円）	工事費の2/3 （限度額150万円）
	町会事務所	—	—	—	—
	戸建住宅（貸家）	診断費の1/2 （限度額15万円）	設計費の1/2 （限度額15万円）	工事費の1/2 （限度額100万円）	工事費の1/2 （限度額150万円）
一般緊急輸送道路沿道建物	診断費の2/3 （限度額100万円）	設計費の2/3 （限度額100万円）	工事費の2/3 （限度額1000万円）	工事費の2/3 （限度額1500万円）	
2.分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業 耐震化に向けた区分所有者間の合意形成等の支援（無料（3回/棟まで））					
経過	平成19年 5月	分譲マンション耐震診断事業実施要綱制定			
	平成20年12月	分譲マンション耐震診断事業制度要綱・実施要領全部改正 →非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領			
	平成21年 8月	非木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正			
	平成22年 6月	非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正			
	平成22年 8月	非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正			
	平成23年10月	非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正			
	平成24年 3月	非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 （特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱制定のため、沿道建物の事項削除）			
必要性	当区では現行の耐震基準を満たしていない非木造建物が多数密集しており、地震時に多数倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたす恐れがある。そこで、これらの建物に対し、耐震診断・耐震改修助成を行い、避難の安全性を確保する。また、平成20年4月に策定した耐震改修促進計画の目標である耐震化率90%を早期に実現するための重要な支援策である。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断・耐震補強工事等着手→耐震診断・耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	5,000	5,000	36,200	42,032	46,788	31,726	33,851
	①決算額（25年度は見込み）	0	0	20,594	3,887	10,270	14,594	33,851
	②人件費等	854	1,938	3,991	4,325	5,505	2,059	
	③減価償却費				2,034	2,488	1,129	
	【事務分担量】（%）	10	30	70	70	80	35	
	合計（①+②+③）	854	1,938	24,585	10,246	18,263	14,594	33,851
	国（特定財源）			9,354	1,755	4,966	7,113	15,954
	都（特定財源）			250	0	3,022	3,049	5,804
その他（特定財源）							12,000	
一般財源	854	1,938	14,981	8,491	10,275	4,432	93	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	耐震診断支援事業	0	0	3	1	8	3	15
	耐震補強設計支援事業	—	0	2	1	1	1	5
	耐震補強工事支援事業	—	0	2	1	0	1	3
	耐震建替え工事支援事業	—	0	0	0	1	1	2
	分譲マンション耐震アドバイザー	—	—	—	0	0	3	8

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	耐震診断	8,270	耐震診断	2,000	耐震診断
報償費	耐震補強設計	500	耐震補強設計	1,000	耐震補強設計	3,150	
	耐震補強工事	0	耐震補強工事	10,000	耐震補強工事	16,000	
	耐震建替え工事	1,500	耐震建替え工事	1,500	耐震建替え工事	3,000	
	分譲マンション耐震ア	0	分譲マンション耐震	0	分譲マンション耐震	251	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	耐震診断支援事業（件）	1	8	3	15	17	
②	耐震補強設計支援事業（件）	1	1	1	5	5	
③	耐震補強工事支援事業（件）	1	0	1	3	3	
④	耐震建替工事支援（件）	0	1	1	2	3	
⑤	分譲マンション耐震アドバイザー派遣（件）	0	0	3	8	9	

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・工場の費用負担の問題 ・設計図書が不備の場合、耐震診断の費用が増大する ・分譲マンションの場合、多くの区分所有者等の合意形成が容易ではない ・鉄骨造建物のアスベスト除去・耐火対策のための費用が発生する
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	分譲マンションの区民所有者の合意形成に向け分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業のPRを強化する。	引き続き、分譲マンションの区民所有者の合意形成に向け分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業のPRを充実させる。
②	昭和56年以前に建築された賃貸マンション全棟にダイレクトメールを発送し、事業を周知する。	引き続き、ダイレクトメールで事業を周知していく。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業を周知し、重点的に推進する。

議会質問状況 (要旨)	OH18	四定	「マンションにおける地震対策について」
	OH19	四定	「耐震改修促進計画の推進と区の実施について」
	OH21	一定	「マンション建替えについて」
	OH21	二定	「耐震化の推進と区独自の補助拡大策について」
	OH22	四定	「建物の耐震改修促進策について」
	OH24	二定	「耐震化推進事業の違反建築物対象外について」
	OH24	三定	「建物耐震化推進のための方策について」

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	堀込	内線	2826
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業費（01-11-03）				
事務事業の種類	● 新規事業（○ 25年度 ● 24年度）		○ 建設事業	○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	24年度	根拠	荒川区特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱	
終期設定	● 有 ○ 無	27年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事等に係る費用を補助することにより、当該沿道建物の耐震化を推進し、もって災害に強いまちづくりを実現するとともに、地震による沿道建物の倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 昭和56年5月31日以前に建築された建物 ◆ 特定緊急輸送道路（日光街道、尾久橋通り、明治通りの一部）に敷地が接する建物 ◆ 道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建物 ◆ 耐震診断者は、東京都耐震化推進条例で定められた者 				
内容	支援事業	補助対象費用		補助金額	
	耐震診断	①延べ面積1,000㎡以内の部分 2,000円/平方メートル以内 ②延べ面積1,000㎡を超えて2,000平方メートル以内の部分 1,500円/㎡以内 ③延べ面積2,000㎡を超える部分 1,000円/㎡以内 ④延べ面積が3,000平方メートル未満の場合 ①+②+③+階数×15万円		補助対象費用×10/10	
		①延べ面積1,000㎡以内の部分 2,000円/㎡以内 ②延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,500円/㎡以内 ③延べ面積2,000㎡を超える部分 1,000円/㎡以内		補助対象費用150万円以内	補助対象費用×5/6
	耐震補強設計	補助対象費用150万円を超え300万円以内		補助対象費用×1/2+50万円	
		補助対象費用300万円超		補助対象費用×1/3+100万円	
		延べ面積×47,300円/㎡ 免震工法等による場合 延べ面積×80,000円/㎡ 住宅（マンションを除く）の場合 延べ面積×32,600円/㎡		補助対象費用1,650万円以内	補助対象費用×5/6
耐震補強工事	補助対象費用1,650万円を超え3,300万円以内		補助対象費用×1/2+550万円		
	補助対象費用3,300万円超		補助対象費用×1/3+1,100万円		
耐震建替え工事	耐震補強工事費用相当分 延べ面積×47,300円/㎡ 免震工法等による場合 延べ面積×80,000円/㎡ 住宅（マンションを除く）の場合 延べ面積×32,600円/㎡		補助対象費用2,475万円以内	補助対象費用×5/6	
	補助対象費用2,475万円を超え4,950万円以内		補助対象費用×1/2+825万円		
除却工事	耐震補強工事に要する費用相当分かつ除却工事に要する費用 延べ面積×30,000円/㎡		補助対象費用×1/3		
経過	平成24年3月 特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱制定 平成25年3月 特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱一部改正（除却工事補助制度の新設）				
必要性	東京都の「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、特定緊急輸送道路沿道建物の耐震診断が義務化された。区内には現行の耐震基準を満たしていない沿道建物があり、地震時に倒壊し、道路閉塞により避難、救命活動等に支障をきたすおそれがある。そこで、沿道建物に対し、耐震診断・耐震補強工事等の補助を行い、避難の安全性を確保する。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付				

予算・決算額等の推移	事項名	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額		—	—	—	—	—	157,800	336,600	
①決算額（25年度は見込み）		—	—	—	—	—	50,019	336,600	
②人件費等		—	—	—	—	—	3,569	—	
③減価償却費		—	—	—	—	—	1,936	—	
【事務分担当量】（%）		—	—	—	—	—	60	—	
合計（①+②+③）		0	0	0	0	0	52,803	336,600	
国（特定財源）		—	—	—	—	—	24,078	167,820	
都（特定財源）		—	—	—	—	—	25,941	146,540	
その他（特定財源）		—	—	—	—	—	—	22,000	
一般財源		0	0	0	0	0	457	240	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	耐震診断支援事業	—	—	—	—	—	18	26	
	耐震補強設計支援事業	—	—	—	—	—	0	6	
	耐震補強工事支援事業	—	—	—	—	—	0	5	
	耐震建替え工事支援事業	—	—	—	—	—	0	1	
	除却工事支援事業	—	—	—	—	—	0	1	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
				耐震診断	50,019	耐震診断	104,000
				耐震補強設計	0	耐震補強設計	9,600
				耐震補強工事	0	耐震補強工事	170,000
				耐震建替え工事	0	耐震建替え工事	38,000
						除却工事	15,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	耐震診断支援事業（件）	-	2	18	26	-	
②	耐震補強設計支援事業（件）	-	-	0	6	7	
③	耐震補強工事支援事業（件）	-	-	0	5	6	
④	耐震建替工事支援（件）	-	-	0	1	2	
⑤	除却工事支援（件）	-	-	-	1	2	

問題点・課題 (指標点分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の費用負担の問題 ・設計図書が不備の場合、耐震診断の費用が増大する ・分譲マンションの場合、多くの区分所有者等の合意形成が容易ではない ・鉄骨造建物のアスベスト除去・耐火対策のための費用が発生する
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	沿道建物所有者に対する個別訪問実施	引き続き、沿道建物所有者に対する個別訪問実施
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業を周知し、重点的に推進する。

議会 （要旨）	OH24 二定 「緊急輸送道路沿道建物の耐震の促進について」
------------	--------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	三河島駅前北地区市街地再開発事業		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎	
			担当者名	栗原 松本 前田 加藤	内線	2832・2834	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	三河島駅北地区事業費補助（01-05-01）						
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		●建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 14年度		根拠	都市再開発法・都市計画法・社会資本整備総合交付金交付要綱・荒川区市街地再開発事業補助金交付要綱・他			
終期設定	●有 ○無 31年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	●計画 ○非計画		
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]					
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]					
	施策	市街地再開発事業等の推進[12-04]					
目的	JR三河島駅の北側の地域において、市街地再開発事業による土地の高度利用と基盤整備を図るとともに、都市型住宅、商業・業務施設等の効果的な整備を推進し、駅周辺の活性化を図る。						
対象者等	三河島駅前北地区市街地再開発準備組合 事業協力者：清水建設㈱						
内容	所在地：荒川区西日暮里一丁目4番地 他 地区面積：約1.5ha 主要用途：住宅、商業・業務施設、駐車場、公共公益施設						
経過	平成11年 1月 再開発推進協議会発足 平成14年度 三河島駅周辺地区事業化推進調査（B調査） 平成16年 6月 再開発準備組合設立 平成21年度 旧真土小学校跡地活用検討基礎調査実施（総務企画課） ※準備組合加入状況（平成24年4月現在） 地権者84名中61名（区、JRは含まず）						
必要性	事業により、地域の防災性や安全性の向上、旧真土小跡地を活用した公共公益施設整備等が図られ、さらに、三河島駅前に都市型住宅、商業・業務施設等を備えることにより、賑わいのある駅前空間が創出されるため、必要性は非常に高い。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【事業の流れ】準備組合設立、都市計画決定、再開発組合設立、権利変換計画認可、工事着手、工事完了、組合解散 【補助金の流れ】社会資本整備総合交付金交付要綱、荒川区市街地再開発事業補助金交付要綱及び荒川区市街地再開発事業化支援補助金交付要綱に基づき補助金交付の手続きを行う。						

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	8,600	0	4,460	5,941	4,206	4,101	3,713
	①決算額（25年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	3,713
	②人件費等	10,248	10,164	13,438	6,540	5,081	4,957	
	③減価償却費				2,179	1,866	1,936	
	【事務分担量】（%）	120	120	165	75	60	60	
	合計（①+②+③）	10,248	10,164	13,438	8,719	6,947	6,893	3,713
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	10,248	10,164	13,438	8,719	6,947	6,893	3,713
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	委託料	都市計画決定図書作成委託	0	都市計画決定図書作成委託	0	都市計画決定図書作成委託	3,707
	使用料及び賃借料	会場使用料	0	会場使用料	0	会場使用料	6

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	再開発事業の進捗状況	20%	20%	20%	20%	40%	26年度：都市計画決定
②							
③							

（問題点・課題）	[25年度解決すべき問題点・課題] ・旧真土小跡地活用方針の確立 ・準備組合と考え方の異なる組織との一本化に向けた支援
	[26年度以降に取り組むべき問題点・課題] ・都市計画決定に向けた整備方針の検討 ・関係者と連携を図り、滞りなく事業を完了させる。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 区内実施地区 実施済み（ひぐらしの里西・中央・北地区、町屋駅前西・東・南・中央・中央第二、東日暮里五丁目地区・南千住西口駅前地区） 実施中 1 地区（三河島駅前南地区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	旧真土小跡地活用方針については、関係各課との調整を図る。	都市計画決定に向け、関係機関等と調整を図りながら整備計画を検討する。
②	組織の一本化については、双方が話し合いを行えるよう調整する。	三河島駅改札前の空間整備等については、関係者との調整を図る。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	市街地再開発を推進し、駅前地区の防災性の向上や、公共施設の整備を図る必要がある。

議会質問状況（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地再開発事業区域内の旧真土小跡地の活用について（H16三定） ○市街地再開発事業区域内の旧真土小跡地の活用について（H17一定） ○市街地再開発事業において、区内業者の活用について（H17一定） ○再開発事業の迅速な立ち上げについて（H19三定） ○日暮里・三河島の街づくりについて（H20一定） ○都市再生整備計画などの策定について（H20一定） ○大規模超高層ビル型の再開発の見直しについて（H21一定） ○新たな再開発手法の導入について（H21二定） ○日暮里・三河島の街づくりについて（H22二定）
------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	三河島駅前南地区市街地再開発事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	栗原 松本 加藤 前田	内線	2832・2834
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	三河島駅前南地区事業費補助（01-05-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		● 建設事業		○ それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成 14 年度		根拠	都市再開発法・都市計画法・社会資本整備総合交付金交付要綱・荒川区市街地再開発事業補助金交付要綱・他	
終期設定	● 有 ○ 無 27 年度		法令等		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	市街地再開発事業等の推進[12-04]			
目的	JR三河島駅の南側の地域において、市街地再開発事業による土地の高度利用と基盤整備を図るとともに、都市型住宅、商業・業務施設等の効果的な整備を推進し、駅周辺の活性化を図る。				
対象者等	三河島駅前南地区市街地再開発組合 組合設立認可時：地権者12名（土地所有者12名、借地権者0名） 権利変換計画認可時：地権者 7名（土地所有者 7名、借地権者0名） 特定業務代行者：清水建設㈱・㈱工藤工務店 参加組合員：旭化成不動産レジデンス㈱・東急不動産㈱				
内容	三河島駅前南地区市街地再開発事業 ・所在地：荒川区東日暮里6丁目1番 ・地区面積：約0.5ha ・施設建築物概要 敷地面積：約3,807㎡、延床面積：約36,680㎡ 規模構造：地下1階、地上34階、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 主要用途：住宅（327戸）、店舗、事務所、駐車場、駐輪場、公共駐輪場				
経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年 1月 まちづくり懇談会発足 平成16年 2月 再開発準備組合設立 平成20年 6月 都市計画決定 平成22年10月 再開発組合設立 平成23年 9月 権利変換計画認可 平成23年 9月 既存建物解体除却工事着工 平成24年 3月 施設建築物新築工事着工 平成25年11月 公共駐輪場工事着工 平成26年 9月 施設建築物新築工事完了（予定） 				
必要性	事業により、地域の防災性や安全性の向上、公共駐輪場等の整備が図られ、さらに、三河島駅前に都市型住宅、商業・業務施設等を備えることにより、賑わいのある駅前空間が創出されるため、必要性は非常に高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 【事業の流れ】 準備組合設立、都市計画決定、再開発組合設立、権利変換計画認可、工事着手、工事完了、組合解散 【補助金の流れ】 社会資本整備総合交付金交付要綱、荒川区市街地再開発事業補助金交付要綱及び荒川区市街地再開発事業化支援補助金交付要綱に基づき補助金交付の手続きを行う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	3,035	91,800	0	168,600	1,139,600	975,000	1,518,400	
①決算額（25年度は見込み）	2,998	91,800	0	168,600	968,280	358,700	1,518,400	
②人件費等	13,664	13,552	9,773	18,312	20,326	24,783		
③減価償却費				6,101	7,464	9,681		
【事務分担当】（%）	160	160	120	210	240	300		
合計（①+②+③）	16,662	105,352	9,773	193,013	996,070	393,164	1,518,400	
国（特定財源）		45,900		84,300	541,310	122,130	759,200	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	16,662	59,452	9,773	108,713	454,760	271,034	759,200	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	調査等	2,993						
	市街地再開発支援補助							
	再開発事業補助		91,800		168,600	968,280	358,600	1,518,400
	不動産鑑定委託料						100	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予算・決算の内訳	負担金補助及び交付金	再開発事業費補助 ・調査設計計画費（工事監理費） ・土地整備費 ・共同施設整備費	968,280	再開発事業費補助 ・調査設計計画費（工事監理費） ・土地整備費 ・共同施設整備費	358,600	再開発事業費補助 ・調査設計計画費（工事監理費） ・共同施設整備費	1,518,400
	役務費・手数料			不動産鑑定委託料	100		

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
①	再開発事業の進捗状況	50%	70%	74%	96%	100%	事業段階及び工事の出来高
②							
③							

問題点・課題 （指標分析）	【25年度解決すべき問題点・課題】 ・地域活性化に寄与する商業施設等の誘導 ・南北一体のまちづくりに向け、JRとの折衝を図る ・三河島駅改札前の空間整備等との連携 ・三河島自転車置場の代替地への移行
	【26年度以降に取り組むべき問題点・課題】 ・関係者と連携を図り、滞りなく事業を完了させる。 ・三河島自転車置場の代替地からの移行
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区） 区内実施地区 実施済（町屋西・東・南・中央・中央第二、東日暮里五丁目地区、ひぐらしの里西・中央・北地区、南千住西口地区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地域活性化に寄与する商業施設等の導入に向け、指導・調整を図る。	三河島駅改札前の空間整備等について、関係者との調整を図る。
②	三河島駅改札前の空間整備等について、関係者との調整を図る。	公共駐輪場の引渡し、代替地からの移行が円滑に行われるよう関係者との調整を図る。
③	三河島自転車置場の代替地への移行が円滑に行われるよう関係者との調整を図る。	関係者と連携を図り、滞りなく事業を完了させる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	市街地再開発を推進し、駅前地区の防災性の向上や、公共施設の整備を図る必要がある。

議会（要旨）	○市街地再開発事業において、区内業者の活用について（H17一定） ○再開発事業の進捗状況について（H18三定） ○日暮里・三河島の街づくりについて（H20一定） ○都市再生整備計画などの策定について（H20一定）
--------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	西日暮里駅周辺地区事業化推進	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	井上、安田	内線	2833
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	西日暮里駅周辺地区事業化推進費（01-06-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	20 年度	根拠		
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画	○ 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	市街地再開発事業等の推進[12-04]			
目的	旧道灌山中学校跡地を含む西日暮里駅周辺について、広域拠点としての街づくりを進める。				
対象者等	旧道灌山中学校跡地等区有地を含む、西日暮里駅に隣接する約2.3haの地区（西日暮里五丁目32～38番地）				
内容	<p>地区の課題を明らかにするとともに、権利者の再開発に対する意識の醸成を図り、西日暮里駅周辺の一体的な街づくりを進める。</p> <p>1. 「事業化可能性調査」の実施により地区の現況及び整備課題を明らかにするとともに、再開発事業等の可能性を探る。</p> <p>(1) 現況調査と課題整理</p> <p>(2) 街づくりの方向性</p> <p>(3) 事業化案策定と各案の比較検討</p> <p>2. まちづくり勉強会及び権利者の意向把握調査を行い、再開発等の事業化検討を進める。</p> <p>(1) 地元組織の整備</p> <p>(2) まちづくり気運の醸成</p> <p>(3) 事業エリアの検討</p> <p>(4) 施設需要調査等による施設機能の方向性の検討</p> <p>3. 事業化検討区域の設定及び準備組合の設立に向けた活動を行う。</p> <p>(1) 事業区域の検討</p> <p>(2) 準備組合設立の検討</p> <p>(3) 事業推進コンサルタントの選定</p> <p>4. 区の市街地再開発事業化支援補助金交付要綱に基づき、準備組合の活動に対して補助金を交付する。</p>				
経過	<p>・平成 元年度 日暮里・舎人新線沿線開発計画調査</p> <p>・平成 3年度 日暮里・舎人新線駅周辺施設整備計画</p> <p>・平成 5年度 日暮里・舎人新線駅周辺開発可能性調査</p> <p>・平成 7年度 西日暮里駅周辺整備計画調査</p> <p>・平成 8年度 西日暮里駅周辺事業化推進地区検討調査</p> <p>(平成12年度 道灌山中学校跡地利用方針決定)</p> <p>(平成13年度 西日暮里スタートアップオフィス開始)</p> <p>(平成18年度 地元有志による街づくり協議会発足、19年度に勉強会2回開催)</p> <p>・平成20年度 都市計画課所管事業（西日暮里駅周辺地区事業化検討）を廃止</p> <p>・平成20年度 事業化可能性調査（再開発事業等の事業化案）調査報告会及び勉強会2回開催</p> <p>・平成21年度 暫定利用期間の3年間延長（～25年3月）を決定</p> <p>・平成22年度 勉強会4回開催及び個別ヒアリングの実施</p> <p>・平成23年度 検討会5回開催及び個別アンケートの実施</p> <p>・平成24年度 検討会1回開催及び個別ヒアリングの実施</p>				
必要性	西日暮里はJR、東京メトロ、日暮里・舎人ライナー及び都バスの交通結節点であり、結節点機能及び駅前にはふさわしい空間整備が求められている。平成20年度に行った調査において本地区の課題と再開発の可能性が示されており、安全性や快適性、活力の向上のため、再開発事業等によって上位計画に整合した拠点としてのまちづくりを進める必要性は高い。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <p>H24 西日暮里駅周辺地区まちづくり検討会等コンサルティング業務委託 株式会社INA新建築研究所 2,100,000円</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	—	6,493	2,100	2,100	2,100	2,100	8,116	
①決算額（25年度は見込み）	—	6,268	1,785	2,079	2,058	2,100	8,116	
②人件費等	—	4,235	6,108	12,208	8,469	9,500	—	
③減価償却費	—	—	—	4,607	3,110	3,711	—	
【事務分担量】（%）	—	50	75	140	100	115	—	
合計（①+②+③）	0	10,503	7,893	18,894	13,637	15,311	8,116	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	10,503	7,893	18,894	13,637	15,311	8,116	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	まちづくり勉強会等委託	—	6,268	1,785	2,079	2,058	2,100	2,100
	事業推進コンサルタント選定審査業務委託	—	—	—	—	—	—	2,016
	再開発事業化支援補助	—	—	—	—	—	—	4,000

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	事業化推進業務委託	2,058	事業化推進業務委託	2,100	事業化推進業務委託
	負担金補助及び交付金	—	—	—	事業化支援補助	4,000	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	再開発事業等の進捗状況	10%	10%	10%	20%	20%	再開発事業の進展段階に応じて、準備組合の設立を20%とする。
②							
③							

(問題点・課題分析)	<p>当地区で再開発事業を実施するために、以下の課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区有地の活用方針を決定する必要がある。 ・ 権利者意向の把握、方向性の統一を図り、事業区域を決定する必要がある。 ・ 権利者の再開発への関心を高め、住民主体の再開発を実施する必要がある。 ・ 準備組合設立時に透明性のある方法でコンサルタントを選定する必要がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区有地の活用方針を明確にするため、関係部署との調整、検討を行う。	区有地の活用方針を受けて、基本計画を作成し、都市計画や施設建築物について具体的に検討を行う。
②	事業推進コンサルタントが決定するまでの間、区が事務局となって、定期的に地元組織と打ち合わせを実施し、継続的に準備組合設立に向けて権利者の加入意思の把握を行う。	事業区域を決定し、民間企業に対してヒアリングを行うなど、都市計画決定へ向けて準備を進める。
③	事業の透明性を確保するため、事業を推進するコンサルタントの公募型プロポーザルを行う。	準備組合及び準備組合の事業コンサルタントに対して、指導・助言を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	学校跡地活用、事業区域を決定後、推進組織を立ち上げ事業を進める。

(状況)	<p>○H17二定 道灌山中跡地の活用を含めた再開発に対する区の見解を問う</p> <p>○H17四定 道灌山中跡地、日舎線駅のバリアフリー、駅前自転車駐車場</p> <p>○H21一定 西日暮里駅前再開発について</p>
------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	ブロック塀等改修助成事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	熊谷	内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	ブロック塀等耐震改修促進事業費（01-11-04）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 21 年度	根拠	荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	震度5強程度の地震により倒壊のおそれがあり、道路等に面する危険なブロック塀等の改修工事に係る費用の一部を助成することにより、通行人等の地震時の安全性を向上し、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。				
対象者等	危険度D（平成20年度の実態調査結果）のブロック塀等の所有者・管理者等（平成24年度末時点：168件）				
内容	<p>1 改修助成制度 助成額：撤去費用の3分の2、但し1m当たり6,000円を上限とする。</p> <p>2 普及啓発活動 助成制度の対象となるブロック塀等の所有者・管理者に対し普及啓発活動を行う。 方法：戸別訪問形式</p> <p>平成20年度調査結果概要〔（財）全国建築コンクリートブロック工業会基準による。〕 危険度A 2,386件（53.6%）安全である。 危険度B 1,258件（28.3%）一応安全である。 危険度C 575件（12.9%）注意を要する。 危険度D 234件（5.2%）危険である。 合計 4,453件（100.0%）</p>				
経過	平成20年度 ブロック塀等の実態調査 平成21年7月 荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱制定 平成21年7月～9月 ブロック塀等の改修促進業務委託実施 平成22～24年度 職員による普及啓発活動実施				
必要性	大規模な地震時にブロック塀等が倒壊し、通行人等に危害を及ぼすことがないように道路に面する危険なブロック塀等を早急に改善する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 助成金交付申請→審査→助成金交付決定→工事着手→工事完了→工事完了報告→審査→助成金額確定→助成金交付				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	—	6,460	5,188	2,056	928	928	603
	①決算額（25年度は見込み）	—	6,195	422	128	158	0	603
	②人件費等	—	847	2,443	2,616	2,541	1,239	
	③減価償却費				872	933	484	
	【事務分担量】（%）	—	10	30	30	30	15	
	合計（①+②+③）	0	7,042	2,865	3,616	3,632	1,723	603
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	7,042	2,865	3,616	3,632	1,723	603
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	相談件数	—	—	21	14	36	9	20
	改善件数	—	—	15	10	32	9	17
	実績件数			3	1	3	0	3

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業PR委託	0	事業PR委託	0	事業PR委託	0
	負担金・補助	補助金	158	補助金	0	補助金	600
	需用費	消耗品費（フリ代）	0	消耗品費（フリ代）	0	消耗品費（フリ代）	3

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	危険なブロック塀の改善率 (数) (%)	10	24	28	35	40	改善されたブロック塀数/危険なブロック塀数 (234箇所) × 100
②	危険なブロック塀の改善率 (長さ) (%)	15	30	35	40	45	改善されたブロック塀延長/危険なブロック塀延長 (2,410.9m) × 100
③							

(問題点・課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・首都直下型地震が高い確率で発生すると予測されているため、危険なブロック塀等の改修は早急を実施する必要がある。そのため、助成内容について適宜見直しを行い、また、普及啓発を確実に行うことにより、改修工事への誘導を図る。 ・狭あい道路等に面するなど、建物建替え時でないこと撤去、改修が困難なブロック塀等が多く、改善が進まない原因の一つとなっている。
他区の実況	（実施 2 区 未実施 1 区） 2ブロック他区の実況 実施区 文京区：通学路が対象、生垣助成、細街路整備に併せて実施 台東区：高さ1.2mを超える塀、工事費の1/2（上限15万円）を補助

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	リーフレット、ホームページ、区報掲載等による周知徹底に取り組む。	引き続き、リーフレット、ホームページ、区報掲載等による周知徹底に取り組む。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	震災時における通行人等の安全性の確保のために本事業の必要性は高い。

議会議況(要旨)	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	老朽空家住宅除却助成事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	恩田	内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	老朽空家住宅除却助成事業費（01-11-05）				
事務事業の種類	● 新規事業（○ 25年度 ● 24年度） ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成	24年度	根拠	荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱	
終期設定	● 有 ○ 無	26年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	危険な老朽空家住宅の除却に係る経費の一部を助成することにより、大地震時の安全性を向上させ、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。				
対象者等	危険な老朽空家住宅の所有者（個人又は中小企業） ※不動産販売、不動産貸付又は駐車場業等を営む方が業務のために行う除却は、対象外				
内容	1 助成建築物 ・1年以上使用されていないことが確認できること ・住宅部分の面積が2分の1以上あること ・昭和56年5月31日以前に建築されていること ・区の現場調査等により倒壊等のおそれがあると診断されたこと 2 助成額 危険な老朽空家住宅の除却に要する費用の3分の2（限度額100万円）				
経過	平成24年5月1日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱制定				
必要性	倒壊や瓦の落下、外壁の崩落など、危険な老朽空家住宅が引き起こす被害から区民等を守るために必要であり、大地震が近々に発生すると予想されていることから緊急性も高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 助成金交付申請→審査→助成金交付決定→老朽空家住宅の除却→除却完了報告・助成金請求→審査→助成金交付				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	—	—	—	—	—	20,826	20,300
	①決算額（25年度は見込み）	—	—	—	—	—	8,745	20,300
	②人件費等	—	—	—	—	—	1,239	—
	③減価償却費	—	—	—	—	—	484	—
	【事務分担量】（%）	—	—	—	—	—	15	—
	合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	10,468	20,300
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	10,468	20,300	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	相談件数	—	—	—	—	—	36	40
	現場調査件数	—	—	—	—	—	28	30
	実績件数	—	—	—	—	—	12	20

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費			現場調査	0	現場調査	300
	負担金補			除却工事	8,745	除却工事	20,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	危険な老朽空家住宅の除却（件）	—	—	12	20	25	
②							
③							

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽空家住宅は、何年も放置され管理されていないものが多いため、年々危険度が増していく。老朽空家住宅の除却を促進させるため、まず建物所有者にこの制度を知ってもらい、利用を促す必要がある。区報やホームページ等で周知を図っているが、区外など近くに居住していない建物所有者の場合、周知方法に限界がある。 ・老朽空家住宅の敷地が借地である場合、除却を実施すると借地権が消滅してしまう。 ・老朽空家住宅の除却を実施すると、土地の固定資産税が上がる。
	他区の実況 （実施 5 区 未実施 17 区） 実施区 台東区、江東区、北区、足立区、葛飾区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	リーフレット、ホームページの見直しを行い、建物所有者が本事業を利用しやすいよう、よりわかりやすい内容に改善する。	引き続き、リーフレット、ホームページ、区報掲載等による周知徹底に取り組む。
②	除却工事中の仮囲いや、養生シートなどに、本事業を利用するの工事である旨表示する看板を、建物所有者等の了解のもとに設置し、区民へ事業をPRする。	引き続き、区民に広く事業をPRするため、看板の設置を実施していく。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守るため、必要性は高い。

議事（要旨）	平成23年第2回定例会 空地・空家等適正管理に関する条例の制定について
--------	-------------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	永久水利整備事業		部課名	防災都市づくり部 防災街づくり推進課	課長名	村山
			担当者名	大沼、古山	内線	2828
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	永久水利整備事業費（01-13-01）					
事務事業の種類	● 新規事業（● 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	25 年度	根拠			
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画		○ 非計画
行政評価 事業体系	分野	安全安心都市[VI]				
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]				
	施策	防災基盤の整備[11-02]				
目的	区内の約6割を占める木造住宅密集地域において、「災害でひとりの犠牲者も出さない安全安心の街づくり」を実現するため、地震等に伴う火災の発生に迅速に対応し、延焼防止を図るため、災害時にも有効に機能する隅田川の河川水等を活用した永久水利を整備する。					
対象者等	区民、防災区民組織、防災関係機関					
内容	<p>災害時にも有効に機能する隅田川の河川水等を活用した永久水利整備事業を推進するため、先行実施地区として尾久地区（あらかわ遊園～尾久西小学校）における整備を実施する。</p> <p>隅田川に約8キロ接している立地条件を最大限に活かした災害時にも有効に機能する防火水利が構築される。</p> <p>断水によって消火栓が使用できなくなった場合でも、隅田川の河川水等を消火用水として防火水槽まで永久的ともいえる充水を行うことにより、継続的な消火活動が可能となる。</p> <p>消防団や防災区民組織が担う初期消火や延焼防止の活動に対応することができる。</p>					
経過	平成25年2月 8日 荒川区永久整理整備活用推進協議会設置要綱制定 2月22日 第1回永久水利整備活用推進協議会開催					
必要性	尾久地区は、地震に関する地域危険度（総合）4～5の地域を多く抱えており、防災性の向上を図る必要がある。 地域危険度4：西尾久一丁目、四丁目、六丁目 地域危険度5：西尾久二丁目、五丁目					
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） （仮称）あらかわ遊園永久水利に伴う導水設計等設計業務委託（日本上下水道設計（株））					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	—	—	—	—	—	—	170,293	
①決算額（25年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	170,293	
②人件費等	—	—	—	—	—	—	—	
③減価償却費	—	—	—	—	—	—	—	
【事務分担量】（%）	—	—	—	—	—	—	—	
合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	0	170,293	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	170,293	
実績の推移	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
事項名	永久水利の整備箇所	—	—	—	—	—	1	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	-	-	-	-	実施設計委託	20,864
	工事請負費	-	-	-	-	工事請負費	149,429

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	先行整備地区の整備率	-	-	-	100	-	あらかわ遊園～尾久西小学校
②							
③							

(問題点・課題分析)	<p>①先行実施地区における整備を今年度中に完了させるため、河川管理者等の関係機関との協議を速やかに進める必要がある。</p> <p>②整備完了後の使用方法や維持管理についても設計に反映させる必要がある。</p>
他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今年度中の整備完了に向けて、設計及び工事に係わるスケジュール管理を徹底する。	-
②	東京消防庁に加えて、初期消火を担う消防団や防災区民組織などの意見を取り入れる。	-
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	首都直下地震の切迫性から、災害に強い街づくりを実現するために必要不可欠な事業である。

況議(要旨)	<p>平成25年1定「永久水利・隅田川の活用法」</p> <p>「隅田川の水を利用した震災時に有効に機能する防災水利の整備について」</p>
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	不燃化特区整備促進事業（木密地域不燃化10年プロジェクト）		部課名	防災都市づくり部 防災街づくり推進課	課長名	松崎
			担当者名	岩本、浜本、楯列、武笠、佐藤	内線	2821, 2839
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		不燃化特区整備促進事業費(01-14-01)				
事務事業の種類	● 新規事業（● 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	25 年度	根拠	東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱		
終期設定	● 有 ○ 無	32 年度	法令等	東京都不燃化推進特定整備事業補助金交付要綱		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画		
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]				
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]				
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]				
目的	東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱の不燃化特区に指定された「荒川二・四・七丁目地区」において、地域の建物の不燃化、主要生活道路や公園等の整備、建築相談ステーションの設置等、重点的・集中的な取り組みを実施することにより、木密地域の改善を一段と加速させ、燃えない・燃え広がらない災害に強い街づくりを推進する。					
対象者等	荒川二・四・七丁目地区の老朽家屋で除却及び建替を行う建築主、主要生活道路の拡幅整備事業等に係る権利者又は沿道建替等の建築主、導入予定である都市計画道路補助90号線沿道の不燃化促進事業に係る建築主等。					
内容	①主要生活道路4号線の拡幅整備や周辺の公園整備により、防災性の向上を図る。 ②都住跡地を活用し、事業推進のため移転が必要になる方等に対する賃貸住宅を確保する。 ③補助90号線整備に伴う沿道の不燃化促進により延焼遮断帯の形成を図る。 ④避難経路の確保、消防活動の円滑化のため主要生活道路を幅員6mで整備を推進する。 ⑤公園不足地域の解消のため、公園等を整備し、防災活動拠点の形成を図る。 ⑥専門家が常駐する相談ステーションの設置により相談活動を強化し、地区内の建替を促進する。 ⑦建物除却に対する助成制度を創設し、老朽木造建物の除却を促進する。 ⑧準耐火建築物以上の建築物に対する助成制度を創設し、不燃化を促進する。 ⑨建築物の管理者の明確化、適正な維持管理を求めため、建築物適正管理制度（条例）を導入する。					
経過	平成25年4月12日 先行実施地区整備プログラムの認定 平成25年4月26日 不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）の指定					
必要性	当地区は、狭あい道路や狭小敷地の木造建物が多く、災害時の危険性（東京都・地震に関する「第6回地域危険度測定調査結果一覧表」で地震による地域危険度＜総合＞が4～5と判定されている）が高い地区であるため、不燃化特区制度を活用し、地域の防災性及び住環境の向上を図る必要がある。					
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） ○防災まちづくりの効果をあげるため、住民活動組織を育成・支援するとともに、地区住民への個別訪問その他の方法により防災意識の啓発と不燃化建築物への建替え誘導を行う。 ○都市計画道路補助90号線の沿道に不燃化促進事業を導入するための調査を委託により実施し、現況及び住民意向等を調査し、当該事業の計画的な推進を図る。					

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	—	—	—	—	—	—	48,380
	①決算額（25年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	48,380
	②人件費等	—	—	—	—	—	—	—
	③減価償却費	—	—	—	—	—	—	—
	【事務分担量】（%）	—	—	—	—	—	—	—
	合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	0	48,380
	国（特定財源）							19,097
	都（特定財源）							14,641
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	0	0	14,642
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	老朽住宅買取除却	—	—	—	—	—	—	7件
	建替促進助成	—	—	—	—	—	—	7件

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料					荒川二・四・七丁目地区事業推進活動等	24,755
	工事請負費					老朽住宅解体工事	8,820
	公有財産購入費					老朽住宅買取	11,340
	負担金補助及び交付金					建替促進助成補助金	3,465

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
①	不燃領域率	-	-	(58.4%)	59.3%	60.4%	土地面積に対する耐火・準耐火建築面積、空地等の比率（32年度：70%）
②							
③							

問題点・課題 （指標分析）	<p>当地区は、狭小敷地の木造戸建て住宅や木造共同住宅等の建物が多く、接道条件が悪く老朽化が進行している。また、地区内の生活道路や区画道路の大部分が幅員6m未満であり、広域避難場所への安全な避難経路が確保されていない。その上、公園やオープンスペース等は偏りがあり、広域避難場所との間には延焼遮断帯が形成されていない状況であり、防災上、居住環境の面で問題を抱えている。</p> <p>地区内人口は、平成17年度と比較してやや増加に転じているが、65歳以上の高齢者の割合はそれ以上の割合で増加するなど住民の高齢化も進んでおり、道路拡幅に伴う建替えや耐火建築物への建替えが進まない状況にある。</p>
	<p>他区の実施状況</p> <p>（実施 10 区（先行実施地区） 未実施 12 区）</p> <p>○実施地区：墨田区、品川区、目黒区、大田区、中野区、豊島区、北区、板橋区、葛飾区、江戸川区 ○未実施地区：足立区、千代田区、港区、世田谷区、中央区、新宿区、練馬区、台東区、文京区、江東区、杉並区、渋谷区</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	火災時に延焼の恐れがある老朽木造建築物に対する新たな除却制度を創設するとともに、戸建て建替助成制度を創設する。	平成25年度に引き続き、老朽木造建築物除却・建替えに助成することで地域の不燃化を推進する。
②	専門家を派遣しながら主要生活道路の拡幅整備を行い、避難経路を確保する。	平成25年度に引き続き、専門家を派遣しながら主要生活道路の拡幅整備を行い、避難経路を確保する。
③	地域に密着した「建築相談ステーション」を設置し、地域の方々からの様々な相談に応えるとともに、専門家派遣を実施することで権利関係の問題解消にも積極的に取り組み、これまで以上に木密地域の改善を加速させる。	建築物適正管理制度（条例）を制定する。
④	本格実施の指定に向けて、地区を選定し、整備プログラムを作成のうえ、認定を受ける。	認定を受けた整備プログラムに基づき、事業を推進して木密地域の改善を加速させる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	木密地域の改善を一段と加速させるため本事業を重点的に推進する。

議会質問状況 （要旨）	平成24年1定	「密集市街地整備について（「木密地域不燃化10年プロジェクト」の導入について）」
	平成24年2定	「防災対策について（「迫り来る東京直下地震に備えて」の区長の決意について）」
		「防災・減災対策について（木造密集市街地の解消）」
	平成24年3定	「防災対策について（木密十年プロジェクトと特定整備路線の整備）」
		「町屋地域の再整備について（町屋駅前補助九十号線の拡幅整備事業）」
	平成24年4定	「防災まちづくりについて（木密地域の解消に向けた取り組みについて）」
	「大規模災害に強い防災街づくりの更なる推進」	
平成25年1定	「区長3期目のスタートにあたって（安全安心のまちづくり）」	
	「防災対策の強化について（専門家も含めた独自の体制をつくり推進すること）」	
	「「木密地域十年プロジェクト」実施に当たり、新たな特区申請と荒川区の地域特性を生かした地域価値創造を目指した安全安心街づくりについて」	

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	特定建築物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	松崎
		担当者名	鈴木	内線	2826
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	● 新規事業（● 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成	25 年度	根拠	特定建築物耐震化推進事業制度要綱	
終期設定	● 有 ○ 無	27 年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	● 計画 ○ 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[Ⅵ]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	大規模地震による倒壊等のおそれがある特定建築物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。				
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された延べ面積5,000㎡以上の特定建築物				
内容	支援事業	耐震診断	耐震補強設計	耐震補強工事	耐震建替え工事
	特定建築物	診断費の10/10	設計費の2/3 (限度額100万円)	工事費の2/3 (限度額1000万円)	工事費の2/3 (限度額1500万円)
経過	平成25年 5月 建築物の耐震改修の促進に関する法律一部改正公布 平成25年10月 特定建築物耐震化推進事業制度要綱制定 平成25年11月 建築物の耐震改修の促進に関する法律一部改正施行				
必要性	大規模な地震の発生に備えて、不特定かつ多くの者が利用する大規模な特定建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)				
	補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	—	—	—	—	—	—	0	
①決算額（25年度は見込み）	—	—	—	—	—	—	—	
②人件費等	—	—	—	—	—	—	—	
③減価償却費	—	—	—	—	—	—	—	
【事務分担量】（%）	—	—	—	—	—	—	—	
合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	0	0	
国（特定財源）	—	—	—	—	—	—	—	
都（特定財源）	—	—	—	—	—	—	—	
その他（特定財源）	—	—	—	—	—	—	—	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
耐震診断支援事業	—	—	—	—	—	—	—	
耐震補強設計支援事業	—	—	—	—	—	—	—	
耐震補強工事支援事業	—	—	—	—	—	—	—	
耐震建替え工事支援事業	—	—	—	—	—	—	—	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 耐震診断支援事業（件）	—	—	—	—	—	
	② 耐震補強設計支援事業（件）	—	—	—	—	—	
	③ 耐震補強工事支援事業（件）	—	—	—	—	—	
	④ 耐震建替え工事支援事業（件）	—	—	—	—	—	

指標分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の費用負担の問題 ・ 設計図書の不備 ・ 鉄骨造建物のアスベスト除去・耐火対策
	他区の実況 （実施 0 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	事業への理解を深めていただくため、建物所有者に対し個別訪問を実施する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業拡大を図り重点的に推進する。

議会議況（要旨）	
----------	--